

令和 2 年 6 月 16 日  
観 光 庁

## 令和 2 年 3 月末時点における民泊物件について

- ・ 令和 2 年 3 月 31 日時点での住宅宿泊仲介業者等<sup>※</sup>が取り扱う民泊物件数は、延べ 129,446 件となりました。住宅宿泊事業法の施行時点(平成 30 年 6 月 15 日)から 104,508 件の増加、この半年間では 32,798 件の増加となりました。
- ・ 6 月 11 日時点の住宅宿泊事業の届出件数は 26,224 件で、法施行日時点の約 11.9 倍となりました。住宅宿泊事業法の施行から 2 年が経過しましたが、取扱件数、届出件数ともに順調に増加しています。

※ 住宅宿泊仲介業者 80 社(海外事業者: 15 社、国内事業者: 65 社)及び同法に基づく届出住宅の取扱いのある旅行業者 5 社(全て国内事業者)の計 85 社

## 【住宅宿泊仲介業者取扱民泊物件の内訳】

民泊物件の種類	取扱件数
住宅宿泊事業法に基づく届出住宅	45,803 件
旅館業法に基づく旅館・ホテル、簡易宿所	62,191 件
特区民泊の認定施設	21,041 件
イベントホームステイ(イベント民泊)	83 件
その他 ※短期賃貸借物件等	328 件
合計	129,446 件

## 【取扱物件数の推移】

令和元 年 9 月末時点 : 96,648 件      平成 31 年 3 月末時点      : 71,289 件  
平成 30 年 9 月末時点 : 41,604 件      平成 30 年 6 月 15 日時点 : 24,938 件

観光庁では、住宅宿泊仲介業者等から提出された物件と適法物件のデータベースとの確認を行っており、物件の所在地が不正確なもの、廃業済みのもの、観光庁が保有するデータベースの情報と一致しないもの等適正な届出、許可が確認できない物件が 1,043 件確認されました。これらについては、住宅宿泊仲介業者等に速やかな削除又は修正を要請したところです。今後も関係省庁や関係自治体とも連携して、健全な民泊の全国的な普及に努めてまいります。

## 【問い合わせ先】

観光庁観光産業課 担当 : 地主・山崎・中村  
TEL : 代表 03-5253-8111 (内線 27-303、27-308)  
直通 03-5253-8330  
FAX : 03-5253-1585

# 届出件数等の推移

住宅宿泊事業の届出件数は、法施行後も引き続き着実に増加。令和2年6月11日時点における住宅宿泊事業の届出件数は26,224件で、法施行日の約11.9倍となっている。

なお、届出件数のうち、事業廃止件数は5,458件で、6月11日時点における届出住宅数は、20,766件となっている。

## 住宅宿泊事業届出件数等推移

